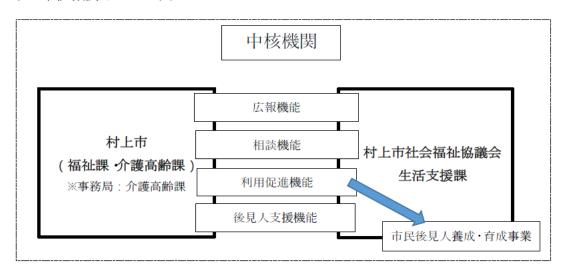
中核機関について

◆中核機関の設置

地域における連携・対応強化の推進役として、専門職による専門的助言等の支援の確保や、協議会等の事務局、権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネートを行う中核的機関。国の基本計画では、地域の実情に応じて「成年後見支援センター」や「権利擁護センター」など既存の仕取り組みも生かしつつ、市町村が設置します(市町村直営または委託)。

中核機関は、①広報、②相談、③制度の利用促進(受任者マッチング)④後見人支援の4つの機能を果たすよう主導する役割、また、専門職による専門的助言等の支援を確保する役割があります。村上市では、利用促進機能の事業の一部(市民後見人養成事業)を、村上市社会福祉協議会協へ委託(令和2年度から実施)しております。広報機能、相談機能、後見人支援機能に関する各種事業は、市と社協が連携・協力しながら実施しています。既に行っている業務が中核機関業務に該当していることから、令和4年度から中核機関として実施しています。

村上市の中核機関イメージ図



※中核機関の4つの機能

機能	内容
広報機能	権利擁護の必要な人の発見、制度の周知啓発。パンフレット作成 や配布、出前講座や研修会等の開催。
相談機能	親族・関係者からの制度利用に関する相談等、専門職団体と連携 しながら対応。後見ニーズの精査、見守り体制の調整等を行う。
利用促進(マッチング)機能	親族後見人・市民後見人候補者等への支援。後見人候補者の推薦。 市民後見人候補者名簿の整備。市民後見人の研修・育成等、担い 手の確保・活動の促進。家庭裁判所との連携。
後見人支援機能	親族後見人・市民後見人等からの日常的な相談への対応。医療・ 福祉・地域等の専門職からの協力を得られる仕組みづくり。